



行方不明事故にどう備える？
介護事業者が実践すべき対策
～事前対策編～

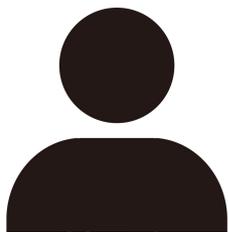
目次

裁判例から考える行方不明事故防止の事前対策の重要性

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 事例..... | 3 |
| 2. 介護職員の利用者に対する注視、監視義務違反の有無..... | 6 |
| 3. 本件施設の設備の設置義務違反の有無..... | 7 |
| 介護事業者が注意すべきポイント..... | 9 |

1. 事例

小規模多機能型居宅介護事業所



利用者

鈴木さん(男性・仮名)

要介護4

重度の認知症

歩行は自立



1. 事例

- ・ 職員が他の利用者をトイレ介助している間、鈴木さんが**離設**
- ・ 目を離れたのはほんの数分間
- ・ 警察へ至急連絡したが一向に見つからず



1. 事例

そして・・・

行方不明事故の発生から3日後



施設から約590m離れた畑の畝で、うつぶせの状態**死亡**している鈴木さんが発見された

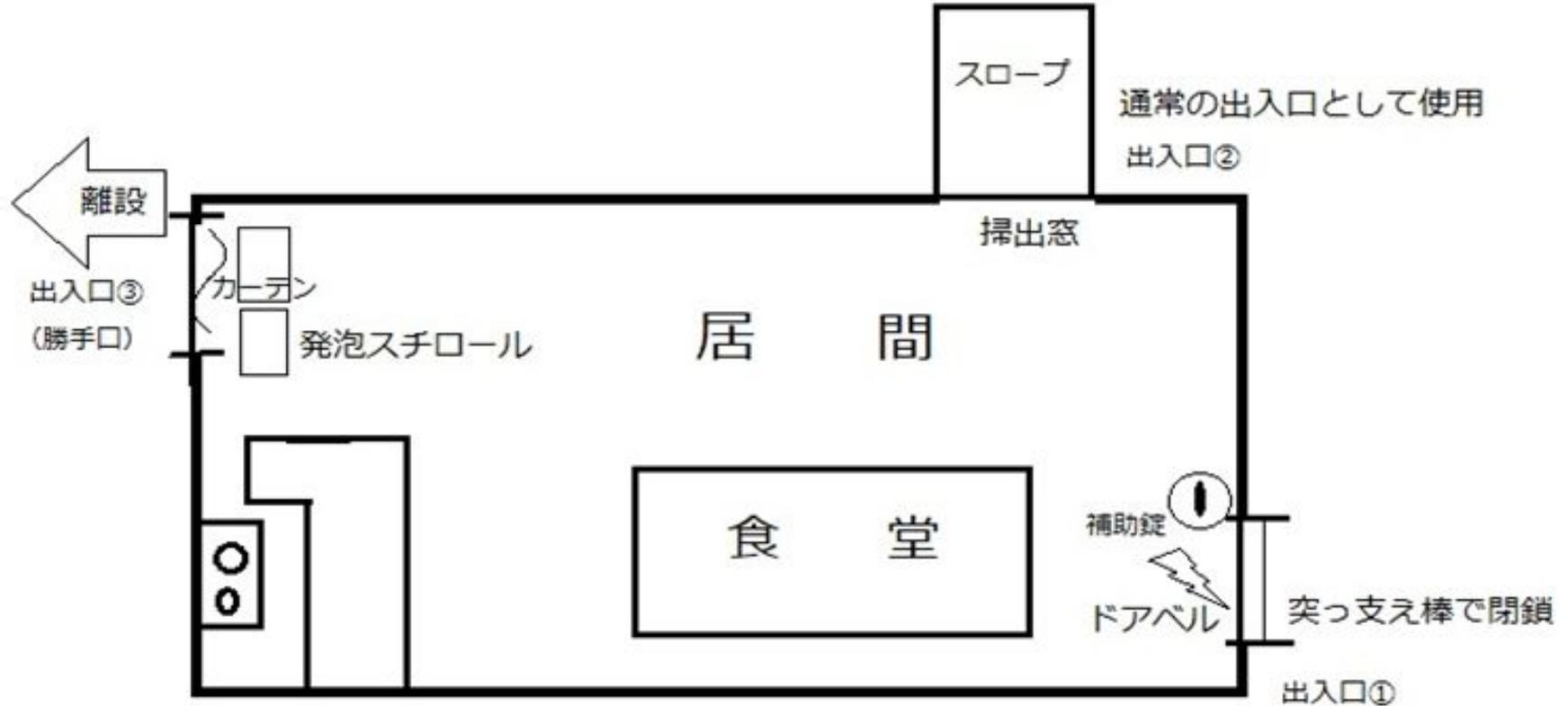


介護職員の利用者に対する注視、監視義務違反の有無

職員はきちんと利用者（鈴木さん）
を見守っていたのか



本件施設の設備の設置義務違反の有無



本件施設の設備の設置義務違反の有無

裁判所の見解

本件施設において利用者が外へ出ることが可能な場所に関して、スロープが設置してあるリビングの窓のように、鈴木さんが簡単に鍵を開けることができないようなロックがかかる鍵を設置していたところはともかく、勝手口の鍵のように、つまみを回せば簡単に鍵が開いてしまうようなところに関しては、少なくともドアが開いた場合に音が鳴る器具を設置するなどして、鈴木さんが外に出た場合には、施設職員が直ちに気づくことができるような措置を講じておくべきであった。  **防止義務違反の認定**

介護事業者が注意すべきポイント

1. 落とし穴が無いか再点検
2. システムを過信しないこと

